

会議の内容

1	会 議 名	平成26年度第2回習志野市福祉問題審議会
2	開 催 日 時	平成26年6月30日（月） 13時30分から14時30分
3	開 催 場 所	仮庁舎4階 委員会室
4	出 席 者	<p>審議会委員： 海寶嘉胤委員（会長）、堀部和夫委員（副会長）、高橋君枝委員、 中村元英委員、田所喜美子委員、山田基子委員、唐澤篤子委員、 池田浩明委員、加藤美恵子委員、伊藤奈津子委員</p> <p>市 ： 宮本市長</p> <p>保健福祉部 眞殿部長 保健福祉調整課 上原課長 健康支援課 中村主幹、児玉主幹、塙主幹 社会福祉課 府馬課長 高齢者支援課 志摩課長 保護課 天野課長 障がい福祉課 東課長、家弓主幹 介護保険課 村山課長、植草主幹 ひまわり発達相談センター 山口所長 あじさい療育支援センター 目羅所長</p> <p>こども部 早瀬部長 こども政策課 竹田課長、小澤主幹、西川係長 こども保育課 小平課長 子育て支援課 和田課長、小久保主幹</p> <p style="text-align: center;">他</p> <p>傍聴者：なし</p>

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【次 第】</p> <p>1 開 会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 市長挨拶</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>1 子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準（案）の パブリックコメントの手続きについて (こども部)</p> <p>(2) その他</p> <p>【会議の概要】</p> <p>次第1 開会 次第2 委嘱状交付 中村元英氏</p> <p>次第3 市長挨拶 みなさんこんにちは。 大変ご多忙の中を、本日も習志野市福祉問題審議会にお越し いただきまして、誠にありがとうございます。 日頃から大変習志野市がお世話になっておりますことを深く 感謝申し上げます。 本日は、協議事項として「子ども・子育て支援新制度に伴う各 種基準（案）のパブリックコメントの手続きについて」というこ とで、平成27年度からいよいよ子ども・子育て関連三法に基 づく色々な基準が大きく変わります。この習志野市の基準につ きまして、国から提示をされておりますモデルに習志野市が参 酌する部分と、今までの状況を踏まえた習志野市での考え方が この案の中に載っております。この案につきましては、一部を 除きまして条例ということでそのまま基準となりますのでまさ にここで議論をいただき、修正をし、最終的にこの福祉問題 審議会で諮問することになります。 ここでは色々な意見を申し上げていただき、その文言一言 一句からご指摘をしていただければありがたいと思います。 この制度は、概要が非常に分かりにくくて難しい部分もあり ますが、いずれにしても皆様方に御協力いただいているおかげ で、習志野市の充実した子育て支援施策が出来上がっていきま す。これは27年から継続していくものですので、まさしく次 世代のためにお骨折りいただければと思っております。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>最後に、本日からこの審議会の委員に加わりました中村あじさいクラブ会長、ようこそお越しいただきました。中村委員を加えた新しいメンバーの中で、新たな福祉問題審議が非常に発展しますことを心からお祈りいたしまして、ご挨拶に変えさせていただきます。本日も誠にありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">～ 市長退席 ～</p> <p style="text-align: center;">～ 委員紹介 ～</p> <p>次第4 議事</p> <p>海寶会長 本日はお忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。 この習志野市福祉問題審議会におきましては、市政運営の透明性の確保の観点から、会議の公開が決定されております。 本日傍聴の方はいらっしゃらないということでございますので、このまま進めさせていただきます。</p> <p>本日は10名全員の委員が出席されておりますので、会議は成立をいたしておりますことをご報告いたします。 それでは議事に入ります。</p> <p>(1) 協議事項 ○協議事項1 子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準（案）のパブリックコメントの手続きについて</p> <p style="text-align: center;">～ 竹田こども政策課長より資料に基づき説明 ～</p> <p style="text-align: center;">～ 以下質疑応答 ～</p> <p>山田委員 保育時間に関して原則8時間とありますが、延長は可能なのでしょうか。</p> <p>竹田こども政策課長 ここで定めようとする8時間につきましては、家庭的保育事業ということで、小規模な事業を想定しておりますが、延長することは事業所との協議の中では可能でございます。 私どもも現に12時間保育ということで行っておりますので、保護者の実態に合わせまして、できるだけお子様とお預かりをする保育士の過度なストレスにならないような状況で延長を協議して参りたいと考えております。</p>
---	--	---

5	<p style="text-align: center;">議 題</p> <p style="text-align: center;">及 び</p> <p style="text-align: center;">会 議 の 概 要</p>	<p>山田委員 もう一つ、衛生面ですが、在宅で預かる場合にお宅の衛生状態が関わってくると思います。そこでお子さんが感染症になった時に、問題が起きるのではという危惧はあるのですが、そのような文言は資料には挙がらないのでしょうか。</p> <p>竹田こども政策課長 衛生面につきましても、まずは基準ということで条例で決めていく項目になります。このあと規則、要綱を定めませんが、少し細かい部分についても整理をしてみたいと思いますので、その中で衛生面についても整理をさせていただきたいと思います。</p> <p>田所委員 小規模保育を認可するようになるとのことですが、食事やおやつはどのようになるのでしょうか。全部自分たちが持つて行くのか、それともそこで作るのでしょうか。 子どもが一人というところもあると思います。</p> <p>竹田こども政策課長 基本的には家庭的保育事業においても、給食やおやつの提供は行ってまいります。それは認可保育所と同様の考え方になりますが、仮にお子様が少ないケースの場合は、宅配も可能という部分もありますし、調理施設も整備することになりますので、その中で給食やおやつの提供も行っていくという考えでございます。</p> <p>小澤主幹 居宅訪問型保育事業は、対象になるお子様のお宅に伺って保育をさせていただくもので、この対象は、障がいをお持ちのお子様や他に事情のあるお子様であり、この居宅訪問型については基本的には調理はしません。お母様にご準備していただいたものを食べさせるということで、「保育」が基本になります。 家庭的保育事業、小規模保育事業等につきましては、基本的には調理員の配置が原則です。ただし、家庭的保育事業でお子様が3人未満という状況の中で保育担当者が2人以上配置できる状況の時には、1人が調理に当たることは可能です。 基本的にはお子様を保育させていただくための要員ということになります。</p> <p>田所委員 東京の方では、このような特別な保育の場合は皆さん自分でお弁当等を持ち込みということになっているようです。 習志野市は素晴らしいと思います。これが実現、存続できれば皆さん助かると思います。</p>
---	--	---

5	<p style="text-align: center;">議 題</p> <p style="text-align: center;">及 び</p> <p style="text-align: center;">会 議 の 概 要</p>	<p>唐澤委員</p> <p>保育従事者について、国の示す基準のところでは「有資格者及び同等の者」と書いてありますが、市の基準では「保育士等の資格を有する者」ときちんと明示されていて、素晴らしく、本当に大切なことだと思います。</p> <p>保育の必要性の認定についてですが、保護者の就労時間の下限時間について国は48時間から64時間となっていますが、市は64時間以上ということで、これは基準を下げてでも保育所に入れられないからというように思ったのですが、その辺りをどのように基準を置かれているのでしょうか。</p> <p>また、現在の待機児童数及びこれが施行される平成27年4月の大体の待機児童数をどのくらい見込んでいるのでしょうか。</p> <p>もう1点質問で、1号認定、2号認定、3号認定がわかりにくく、恐らく1号認定は今でいう専業主婦の家庭のお子様かと思われませんが、説明を加えていただいた方が分かりやすいのではないかと思います。</p> <p>竹田こども政策課長</p> <p>まず認定につきまして、1号認定は今おっしゃられたように、3歳から5歳の保育が必要ない方、幼稚園に通っている方。2号認定は、3歳から5歳で保育所、幼稚園のどちらかに通うかは別として、保育の必要性はある方。3号認定はまさに0歳から2歳の保育を必要とする方となります。</p> <p>次に、保育従事者という中では、保育士と同等以上の知識及び経験を有するというように認めた者でなくて、全て有資格者ということについては、お褒めの言葉をいただきありがとうございます。基本的には、やはり安全安心な保育環境の充実という中で、少人数保育であればあるほどやはりお互いのストレスを感じてくるところだと思いますので、そこについてはきちんと有資格者で面倒を見ていただくという基準を設けようとするものです。</p> <p>一方では、保護者の就労下限時間の設定という所で、国が48時間から64時間ということで示されておりますので、中にはお母様方も、来年度からお預かりしていただけるのではないかと期待をお持ちの方も数多くいらっしゃるのだと思います。しかしながら私どもも、待機児童という部分については、非常に喫緊の課題と考えておりまして、下限時間を緩めても待機児童が増えてしまうだけということは、委員のご指摘のとおりでございますので、まずは現行基準と同様の64時間でスタートさせていただきたいという考え方で</p> <p>今年の4月現在の習志野市の待機児童数でございますが、待機児童数の発表数字は72名でございます。これまで国県からは50名を超えると、どのように待機人数を解消していくのかという保育計画を立てなければいけないとされており、本市も初めて50名を超えたということですので、習志</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>野市としては72名という数字は大変多いと考えております。</p> <p>国の中で言われている潜在的な待機児童、4月のお申し出をいただいてもお断りせざるを得ない人数は、300名に上っています。この300名の方々は、認可外保育施設に行っていていただき、現状なんとかお勤めをされているお母様もいらっしゃるし、やむを得ず育児休暇を延長していただいている在宅でお子様を面倒みているという方もいらっしゃるという中で、まだまだ待機児童の解消には高い壁があるのかなと思っています。72名とは申しまして、非常に需要はまだまだあるという状況の中で、下限時間について64時間ということでスタートさせていただきたいということでございます。ご理解いただければと思います。</p> <p>伊藤委員</p> <p>認可されてからのことになりますが、3歳未満のお子さんを受け入れるということで、施設側が運営基準をきちんと満たしているかを確認する見回りシステム、巡回システムのようなものは定めているのでしょうか。</p> <p>小澤こども部主幹</p> <p>資料2の「運営基準」は確認するための基準となっています。確認制度ということで、この基準をもちまして、各市が認可をした施設を毎年確認させていただくというシステムです。今まで色々な指導が入らなかった部分にまで手が及ぶということになります。</p> <p>堀部委員</p> <p>確かに認可基準は、かなり整然として理解しやすいのですが、果たしてこの窮屈な認可基準で家庭的保育事業から小規模保育事業等で参加してくる保育所は実際に出てくるのでしょうか。例えば小さな地域で、これなら大丈夫だという考えからスタートしたのか、それとも国から下りてきた基準だけを考えたのでしょうか。</p> <p>スタートして、ふたを開けたらどの事業所どの家庭でも一切事業に対して手を挙げることがなかったとしたら、これはこの事業そのものが破たんしてしまいます。</p> <p>竹田こども政策課長</p> <p>この基準に基づいてご参画いただける事業者が見込まれるかどうか、ハードルを上げれば上げるほど事業者は進出しにくくなってまいります。私どもも少しその辺の不安はあります。ただ、一方では小規模保育事業ということで、6名から19名ぐらいの保育人数になってきますと、十分進出される事業者というのも想定ができるのかなと思っています。</p> <p>昨今、事業者の方からお問い合わせもいただいておりますので、それについては非常に期待をしているところでござい</p>
---	-------------------------	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>ます。</p> <p>堀部委員 具体的な例を提示したうえでの参加の有無等を、直接事業者に対して問合せなどはしていないのでしょうか。</p> <p>竹田こども政策課長 今の段階では、問合せはしていません。</p> <p>海寶会長 これはいずれ色々なことが固まってくれば、そのような機会もあるかもしれません。</p> <p>堀部委員 「運営基準」の「総則」にある乳幼児及び職員の健康診断の項目について、市内の保育所で医師と嘱託契約を結んでいるかのような形で市に届を出して、実際には医師は何も知らなかったということが実際にありました。 きちんと契約を結べば、保育施設においては費用負担が増す中で、果たしてこれだけ多くの保育施設ができると、きちんとした嘱託契約を結び、医療機関と契約するのかどうか。 また、契約を結ばず、今回の事例のように医師の了承なしに市へ届出をすることになると、何か起きた時には医師としてはもちろん責任は取れず、市としても管理責任を問われるわけです。小児科の医療機関も多忙を極めている中、このようなことが可能なのでしょうか。</p> <p>竹田こども政策課長 嘱託契約の部分につきましては、非常に難しい問題だと思えますが、きちんと連携が図れているということにつきましては、この基準に基づいて確認して参りたいと思っております。医師との契約もそうですが、公立の場合は看護師の配置もありますので、少し手を差し伸べるというスタンスでお話をしていきたいと思えます。</p> <p>堀部委員 「運営基準」の9ページ「家庭的保育事業」の中で、唐澤委員からも質問がありましたが、既に保育士等の資格を持っている者の研修ということですが、実際に講師は誰が担当し、また講師としてのマンパワーが確保されているのでしょうか。また、具体的な教育基準などは出来上がっているのでしょうか。</p> <p>竹田こども政策課長 研修計画につきましては、国からある程度示されている部分はありますが、まだこれから示される部分もございます。それらを含めて、規則等で定めて参りたいと思っております。</p>

5	<p style="text-align: center;">議 題</p> <p style="text-align: center;">及 び</p> <p style="text-align: center;">会 議 の 概 要</p>	<p>す。まだ確立されたものではございませんが、基本的には職員であったり、外部講師が入る可能性もございますが、そのような体制の中で研修を組んで参りたいと思います。</p> <p>小澤こども部主幹 例えば、保育専門学校や大学などの授業を兼ねることもできるということになっておりますので、専門分野に関しては、市が行うだけではなく、学校との連携も含めて検討していかなければならないと考えております。</p> <p>海寶会長 今日の説明は、膨大なページ数がありましたが、その中から取り上げるということでもございましたので、この資料につきましては、また次回の時までにご覧いただきまして必要なご質問、ご意見を承ればいいかなと思います。 今日のところは説明が主でもございましたので、皆様方におかれましても十分にご理解いただけなかった部分もあったと思いますが、詳細にわたっては、色々な問題が含まれておりますので、次回以降に皆様方からご意見をいただければと思います。</p> <p>(2) その他 海寶会長 その他として事務局より連絡事項はございますか。</p> <p>上原保健福祉調整課長 2点ほど申し上げます。 まず1点目は、当審議会の会議録の件です。 今まで市のホームページにおきまして、アルファベットで皆様のお名前を標記しておりました。この、審議会は傍聴も認めているような審議会でございますので、今年度からお名前を標記して公開させていただきたいと考えております。これは、市全体の審議会につきまして統一した変更でございますので、ご了承いただきたいと思います。 2点目は、次回の会議についてでございます。 本日の協議していただきました内容につきまして、次回7月22日火曜日、13時半から諮問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 開催通知につきましては、直前になってしまう見込みでございます。開催は決定ですので、よろしく願いいたします。</p> <p>海寶会長 少し気づいたことを申し上げます。 パブリックコメントでまた機会があるかもしれませんが、今度は受ける側の方の負担の問題は、いずれまた皆様方にお示しをいただけるということでもよろしいでしょうか。</p>

5	<p>議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>竹田こども政策課長 8月に新制度の市民説明会という形で、市内の公共施設、幼稚園、保育所の保護者向けの説明会を開催します。その段階でその件についてもお示しをしてみたいと思います。 ただ、国の方が現状では仮単価ということですので、確定的な話はなかなかできませんが、なるべくそれに近い形で説明できるようにしてみたいと思っています。</p> <p>堀部委員 只今の会議録の氏名について、確かにきちんと自分の名前を出して発言すべきであると思いますが、一方で、名前を出したからといって、第三者から会議終了後、様々な中傷が飛ぶ可能性があります。もし個人的な中傷等があるようでしたら、自由な意見が述べられなくなりますから、その時は、きちんと報告をして、委員会、市全体できちんと対応していかなければならないと思います。</p> <p>海寶会長 これはとても重要なことです。 その辺はきちんと対応をしていただくようお願いします。 その他特になければ、議事はすべて終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>
6	<p>問い合わせ先</p>	<p>所 管 課 名 : 保健福祉調整課 (仮庁舎3階 (京成津田沼駅前ビル)) 電 話 番 号 : 0 4 7 (4 5 3) 9 2 4 3 F A X 番 号 : 0 4 7 (4 5 3) 9 3 0 9</p>